

入札公告

次のとおり一般競争入札（総合評価落札方式）に付します。

平成27年6月30日

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
理事長 岩永 勝

1 調達内容

- (1) 件名
若手外国人農林水産研究者表彰及び国際シンポジウム運営等業務
入札説明書及び仕様書による
(2) 仕様等
契約日～平成28年2月29日
(3) 履行期間
契約日～平成28年2月29日
(4) 履行場所
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター他
総合評価落札方式により落札者を決定する。落札決定に当たっては、
仕様書に記載する内容に係る技術点及び入札価格より算出した価格点
の合計にて最高点を得た者を落札とする。なお、入札価格については、
入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金
額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨
てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税
及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、
見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記
載すること。

2 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター契約事務取扱規程（以下「契約規
程」という。）第7条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保
人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、
特別の理由がある場合に該当する。
(2) 契約規程第8条の規定に該当しない者であること
(3) 平成25・26・27年度の国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの競争
参加資格における「役務の提供等」において格付けされていること。なお、全省庁統
一資格において、当該資格を有する者は、同等級に格付けされているものとみなす。
(4) 理事長から当所物品の購入及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受
けている期間中でなく、また、国の機関又は他の独立行政法人のいずれかから指名停
止措置を受けている期間中でないこと。
(5) 入札説明会に参加して、入札事項等の説明を受けた者であること。
(6) その他の条件は入札説明書による。

3 入札手続等

- (1) 担当
〒305-8686 茨城県つくば市大わし1-1
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
総務部財務課用度班調達第2係
TEL. 029-838-6327 FAX. 029-838-6328
(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法
本公告日から平成27年7月14日（火）までの土、日曜日及び祝日を除く9:0
0から17:00まで、上記3（1）にて随時無料交付する。
(3) 入札説明会の日時及び場所
平成27年7月15日（水）11:00
国際研究本館 2F 特別会議室
(4) 入札及び開札の日時及び場所
平成27年8月6日（木）13:15
国際研究本館 1F 総務作業室
入札参加者は入札書等を当日当該場所へ持参すること。
(5) プレゼンテーションの日時及び場所
平成27年8月6日（木）14:00

国際研究本館 2F 特別会議室

4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 入札保証金及び契約保証金
免除
(3) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に記載する書類を平成27年7月29
日（水）17:00（必着）までに上記3（1）の場所へ提出しなければならない。
(4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した
入札。
(5) 契約書作成の要否
要
(6) 一般競争参加資格を有していない者の参加
上記2（3）に掲げる一般競争参加資格を有していない者で競争に参加しようとす
る場合は、開札の時までに、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受
けなければならない。
(7) その他
詳細は入札説明書による。

<お知らせ>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本
方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有
する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引
等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当法人との関係に係る情報を当法人のホームページ
で公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上
で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願
いいたします。なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたも
のとみなさせていただきますので、ご了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力
をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり
得ますので、ご了知願います。

（1）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当法人において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課
長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として
再就職していること
② 当法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている
こと

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

（2）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約
締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当法人の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当法人OB）の人数、職名及
び当法人における最終職名
② 当法人との間の取引高
③ 総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引高の割合が、次の区分のい
ずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

- （3）当方に提供していただく情報
① 契約締結日時点では在職している当法人OBに係る情報（人数、現在の職名及
び当法人における最終職名等）
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当法人との間の取引高

（4）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約につい
ては原則として93日以内）